

一般事務職および専門職の会計年度任用職員の任用に関する 基準

一般事務職および専門職の会計年度任用職員の任用および更新の取扱いについて、函館市会計年度任用職員に関する取扱要綱（令和2年4月1日施行。以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、次のとおり任用の基準に関し必要な事項を定める。

1 任用の基本原則

要綱第4条に定めるところによる。

2 任用期間の特例

連続して再度の任用を4回までした後、当該職の業務内容（専門性）または業務執行体制（経験等）を勘案し、さらに再度の任用をすることが公務の遂行上特に有用であると認められる場合は、1年度に限って再度の任用をすることができ、その後も同様とする。ただし、本項の適用に当たっては会計年度任用職員の任用は競争試験または公募によることが原則であることを踏まえ、その必要性を十分考慮しなければならない。

3 経過措置

この基準の施行の前に第1種嘱託職員の任用期間に関する運用基準（平成29年4月1日施行）の適用を受けていた者（同運用基準の経過措置の適用を受けていた者を含む。）については、要綱第4条第4項各号に掲げる要件を全て満たし、かつ、職の廃止がない限り、各号に掲げる区分に応じ各号に掲げる年度まで再度の任用をすることができる。

- (1) 嘱託職員としての更新上限を4回までとされていた者 当該更新上限に達する年度まで
- (2) 嘱託職員としての更新上限を14回までとされていた者および嘱託職員としての更新上限を満65歳に達する年度までとされていた者 当該更新上限に達する年度までまたは令和6年度までのいずれか早い年度まで
- (3) 嘱託職員として当該職員が主たる生計維持者であり、18歳未満

の児童を扶養しているなどの事由により任用期間の特例を受けていた者 当分の間，事由が継続している期間の属する年度まで

4 実施時期

令和2年4月1日から適用する。